

岡田小学校区タウンミーティング意見・回答一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	地図等の有無	担当部	担当課
R4-岡田小-1	第8岡見	<p>【かっぱ号の巡回ルートについて】 現在、第8岡見方面から牛久駅方面へ行くルートはありますが、ひたち野うしく駅方面へ行くルートがありません。ひたち野うしく駅方面は、病院や商業施設等が増えて利便性が高まっています。新たなルートとして検討していただきたいです。</p>	<p>現在、かっぱ号は全体として一定数の利用者があるため、既存ルートの大きな見直しが難しい状況です。 かっぱ号のルート外のエリアをカバーする交通手段として、うしタクを運行しておりますので、第8岡見からひたち野うしく駅への移動に際しては、うしタクの利用をお願いいたします。 また、隣接する岡見行政区区内には稲敷エリア広域バスの「岡見町」停留所が設置されておりますので、そちらの利用もご検討下さい。</p>	なし	経営企画部	政策企画課
R4-岡田小-2	第8岡見	<p>【空き家問題について】 空き家が増えてきています。放置された結果、周囲に迷惑を及ぼす状態のものも目に付くようになりました。 ①市ではどのような対策をとられていますか。 ②自治会として、どのように対応していけばよいでしょうか。</p>	<p>①本市では、平成28年8月に、本市の取り組むべき対策の方向性や基本的な考え方を示した「牛久市空家等対策計画」、令和4年2月には「第2次牛久市空家等対策計画」を策定し、計画の基本方針である「空家等の発生予防・抑制」、「空家等の有効活用」、「管理不全空家等の解消」を達成するため各種施策に取り組んでいるところです。 まず、「空家等の発生予防と抑制」対策としては、固定資産税納税通知書への空家啓発チラシの同封などの意識啓発のほか、職員による実態調査、専門団体と連携した無料相談会の実施などを行っています。 次に「空家等の有効活用」としては、公益社団法人茨城県宅地建物取引業協会と連携し、「空家・空地バンク制度」の運用を開始し、また市に寄付された空家を国の補助金を活用して「住井すゑ文学館」として整備を行いました。 「管理不全空家等の解消」対策としては、管理不全空家等の所有者等に対して、条例又は国の法律に基づく通知や、職員による自宅訪問を行い改善を促しています。今年度からは、これまでの取組のほか、出前講座などの新たな取組みを行いながら空家等対策をさらに進めたいと考えています。</p> <p>②行政区の皆様が行える対応としては、住民の方が引越し等により住まいが空家になる場合、不測の事態が起こった際に、所有者等にスムーズに連絡が取れるよう連絡先を交換することが望ましいと考えます。また、住民の方が管理不全空家等による悪影響で困っている場合は、空家対策課へ情報提供をいただければと思います。 空家等対策を進めるには、地元の事情に精通した行政区の皆様の協力が不可欠ですので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。</p>	なし	建設部	空家対策課

岡田小学校区タウンミーティング意見・回答一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	地図等の有無	担当部	担当課
R4-岡田小-3	東岡見	<p>【メガ・ソーラー規制】 各地でメガ・ソーラーの開発が進んでいるようですが、牛久市では何故メガ・ソーラーの規則に対する条例がないのでしょうか。近隣住民に説明会等に事前報告がなされていないまま、ソーラーが設置され、住環境が悪化しているのが現状です。Co2排出削減にむける各種の取り組みの実現は勿論必要と考えますが、そのために住環境の悪化を招くのでは意味がありません。住民及び牛久市のより良い発展のためにも、一定のルール策定を早期に実施し、良質な住環境の確保とソーラー建設の両立ができるよう、お願いいたします。また、その為の条例作成にあたっては、内容等に住民の意見が可能な範囲で盛り込まれるよう広く意見を募ってほしいと思います。</p>	<p>現在、牛久市におきましては、茨城県の「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」に基づき出力50KW以上の太陽光発電施設を設置する事業者に対して指導しており、事業者は事業概要書の提出に先立ち、関係各課協議及び地元関係者への事前説明を行うこととなっております。しかしながら、当行政区周辺の太陽光施設は大半が出力50KW未満の施設となっており、近隣住民説明がされぬまま施工されている現状かと思われます。50KW未満の設置に関しても事業者より事前相談があった際には、ガイドラインに沿って同様の指導を心掛けていただくように説明しておりますが、義務や強制力はない状態です。そこで今年度、太陽光発電施設の適正な設置及び管理に関して災害の防止、生活環境の保全を目的とした条例制定に向け、県内外の条例について調査し、検討している状況です。その中で、申請対象の出力規模・敷地面積の設定、近隣住民への説明範囲、施設の更新・廃棄についての言及内容を検討しております。今回のご意見も参考に早期条例化に向けて対応していきます。</p>	なし	建設部	建築住宅課
R4-岡田小-4	東岡見	<p>【通学時の安全確保】 現時点、東岡見行政区より岡田小学校への通学は、原則として国道408号の北側歩道を子ども会による集団登校とされています。みなさんご承知のようにこの歩道は非常に狭く、しかも側溝の上蓋も歩道となっていて十分な整備がされているとは言えません。また、車道も狭いため、雨の日に大型車両がすれ違う際の歩道への危険度は、大人でも恐怖を感じるほどであり、ましてや小学生低学年には特に大きく感じられています。以前からこの件は取り上げられていると思いますが、一向に改善されておられません。歩道の拡幅、408号バイパス(都市計画法では予定があったようですが)実現は現実的にはすぐには見込まれません。唯一考えられる手段は通学バスの導入です。奥野の小中一貫校では通学バスが運行されています。何故危険性の高いこの通学路の安全確保は置き去りにされているのでしょうか。何かあってからでは遅すぎます。是非、本地区での通学バスの導入をご検討のほどお願いいたします。</p>	<p>東岡見行政区から岡田小への通学は、原則、国道408号の北側歩道を集団登校しています。東岡見行政区から岡田小までは歩車道境界ブロックで歩道は確保されていますが、一部歩道や車道が狭い区間があります。岡田小学校の通学路である国道408号の上池台交差点から岡田橋までの区間は茨城県で事業化しており、岡田小学校前については令和3年度に竜ヶ崎工事事務所で歩道拡幅整備を実施したところです。国道408号の上池台交差点から東岡見行政区までの他区間についても、事業化と安全な歩道整備の早期実現にむけて竜ヶ崎工事事務所へ要望していきます。スクールバスの運行については、法律で、小学校にあつてはおおむね4キロメートル以上、中学校にあつてはおおむね6キロメートル以上が運行の目安となっており、4キロメートルを超える、おくの義務教育学校通学学区内の前期課程を対象に運行しているところです。東岡見行政区から岡田小学校の距離は約2.6キロメートルであり、他の学区との公平性からも、スクールバスの運行が難しいのが現状です。子どもたちの通学時の安全確保については、危険個所の改善や、子どもたちへの交通安全教育の他、保護者・PTA、関係団体など地域総ぐるみで見守りを行っていただければと考えております。</p>	なし	教育委員会	学校教育課

岡田小学校区タウンミーティング意見・回答一覧

ID	行政区名	意見の概要	意見に対する回答	地図等の有無	担当部	担当課
R4-岡田小-5	栄町	<p>牛久市役所に近い場所にゴミ等を溜めこんで処理することができない状況となっている、いわゆる「ごみ屋敷」が存在し、他にもこのようなところがあるとの話も聞いております。「ごみ屋敷」周辺は、悪臭や害虫等により良好な生活環境が損なわれている状況で、ボヤや放火などの犯罪に遭うことも懸念しております。牛久市へは3年前と令和4年5月23日の2回にわたり「ごみ屋敷」の住民へ口頭指導をお願いしましたが、未だ問題の解決には至っておりません。</p> <p>行政区単独で対応を試みようにも「ごみ」とされる物についても、法的には所有権があり、第三者から見て明らかにゴミが蓄積していても、所有者が「ごみではない」と主張した場合、強制的に排除することは難しくなります。また、私有地でもあるため、正当な理由なく立ち入れれば住居侵入罪に該当してしまいます。しかしながら、これを放置することは、周辺に住む住民にとっては大変な苦痛であります。</p> <p>よって、この問題を解決するために、牛久市でも「ごみ屋敷条例」の制定を要望します。</p>	<p>従来、いわゆる「ごみ屋敷」への対応については、規制する法律がなく、物が敷地内にあり、本人が「ごみ」ではなく「有価物」と主張した場合、市役所でも対応が困難な状況にありました。「ごみ屋敷条例」の制定につきましては、すでに制定している他市町村の事例を参考に、検討を進めてまいります。</p>	なし	環境経済部	環境政策課
R4-岡田小-6	栄町	<p>栄町4丁目周辺では、防災無線が反響してしまい大変聞きづらい状況になっています。また、別の栄町行政区民からも窓を開けないと聞き取ることができず、大雨・大風の際には窓も開けられないため、今後大きな災害が起きた時の対策がとれるのか、大変不安を感じるとの声が届いており、このような場所は市内に多数あると思われます。</p> <p>昨今の異常気象を考えると、現在の防災無線では防災の対策が不十分だと感じます。</p> <p>石岡市で行っている、全市民へ防災ラジオの無償貸与のような制度を牛久市でも実施していただきたいです。</p>	<p>防災無線では地震や風水害に関する情報や避難情報、行方不明者に関する情報などを放送しております。しかしながら気象条件や地理条件、また周辺環境に影響されやすく、放送内容が聞き取りづらくなってしまう場合があります。そのため、これを補完するため防災ラジオや放送内容を聞くことができるフリーダイヤル、ホームページやSNS、FMうしくうれしく放送などで情報提供をしております。</p> <p>現在、防災無線の更新工事を5ヵ年かけて実施しており、市内すべての屋外スピーカーを新しくするほか、防災無線が流れると即時に放送内容がスマートフォンに通知される、防災アプリを導入予定です。これによりアプリをダウンロードしていただければ全ての方に防災無線の内容が通知されるようになります。また防災無線がそのまま流れる個別受信機につきましては災害弱者の方々を対象に検討を進めております。</p> <p>今後は防災アプリを皆さんに利用していただけるよう周知を進めてまいりますのでご理解、ご協力いただけますようお願いいたします。</p>	地図	市民部	防災課